

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	静岡県・川根本町・島田市・藤枝市		
計画期間 実施期間	H20～H23 H20～H22	総事業費(交付金)	398,346,000円(うち国庫:197,058,000円)

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか		事業活用活性化計画目標は地域農産物の販売量の増加、活性化計画の目標は定住人口の減少の抑制を図ることであり、法律及び基本方針に適合している。また、地域農産物の販売量の増加により地域の活性化につなげ、定住人口の減少の抑制を図るものであり、整合性はとれている。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか		川根本町地区:静岡県農林水産業新世紀ビジョン及び第1次川根本町総合計画に適合しており、平成19年度作成の山振計画の進行方針にも合致した内容である。 川根町身成地区:計画区域は山村振興地域に指定されており、山村振興計画と平成20年4月の島田市との合併に伴う「島田市・川根町合併市町村基本計画」にも位置づけられており、各種関連制度・施策と調和が図られている。 朝比奈地区:「藤枝市農業振興地域整備計画」、「農林業等活性化基盤整備計画」に合致している。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか		
事業の推進体制は確立されているか		事業推進については、静岡県、関係市町及びJA大井川、森林組合おおいがわと連携をとって推進していく体制である。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか		定住人口減少の抑制を目標に地域活性化のため林業機械、加工施設整備をすることとしており、整合性が保たれている。
計画期間・実施期間は適切か		計画期間は4年、実施期間は活性化計画期間内の3年で、基本方針及び実施要綱・要領で定められた期間内であり、適正である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か		総事業費398,346千円のうち交付金要望額は、197,058千円で交付金限度額 197,058千円の範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか		自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでない。
増改築等若しくは官体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか		川根町身成地区、朝比奈地区においては、既存の建物及び機械の一部を利用するが、有効利用が図られ、事業費の低減にもつながるものであり適正と判断した。既存のラインの撤去にかかる費用については、対象としていない。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか		川根本町地区:本事業にて整備する林業機械の耐用年数は5年である。 川根町身成地区:本事業にて整備する蒸機、粗揉機、揉捻機、精揉機の耐用年数は10年である。 朝比奈地区:本事業にて整備する炉乾燥機は耐用年数17年(大蔵省令 農業用れんがづくり構築物)、生葉流量計、蒸機等は10年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)		農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領により算定しており適正である。

	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか		投資効率は、川根本町地区1.46、川根町身成地区1.04、朝比奈地区1.41となっており、いずれも1.0以上である。
	事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか		対象地域は山村振興法等の指定地域であり、事業内容についても実施要綱等の要件をみたしている。また、事業主体は森林組合おおいがわ、静香茶農協(組合員76名)、青羽根茶業(構成員20名)であり、実施要綱等の要件をみたしている。
	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		農林漁業者等の組織する団体が事業実施主体となって整備するものであり、個人に対する交付ではない。また、機械・施設は管理運営規定等によって利用されるため、目的外に使用されることはない。
	施設等の利活用の見直し等は適正か		
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか		近隣の類似施設を踏まえて、利用計画を策定するなど検討を行っており、適正であると判断する。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか		川根本町地区:当該の機械について利用計画を事前に樹立するとともに利用調整作業を適宜実施する体制となっており問題ないと判断する。 川根町身成地区:既存の施設、組織が行うものであり、ピーク時の処理能力21.6tで年間利用524tとして利用計画を作成しており問題ない。 朝比奈地区:当該の施設及び機械について利用計画を事前に樹立するとともに、利用調整作業を適宜に実施する体制となっており、問題ないと判断する。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか		川根本町地区:地域の基幹道である県道川根寸又峡線沿いの当該地域のほぼ中心に位置し、森林組合おおいがわ中川根支所から約1kmの場所であり、同支所との連携が図れ、林業経営者の機械利用の利便性も高いと判断される。 川根町身成地区:既存施設を活用して整備するものであり、受益地のほぼ中央に位置しており利用者との連携も図っている。 朝比奈地区:利用計画に基づき施設規模を決定しており妥当である。また設置場所は、地域の主要道に面しており、受益農家にとって利便性は高い。
	事業費積算等は適正か		
	過大な積算としていないか		整備内容の十分な精査を行っており、過大な積算とはなっていない。 また、運用第4の2の(20)のAより、強い農業づくり交付金の基準(原料の計画処理量1tにつき1,600千円)以下の975千円(川根町身成地区)、586千円(朝比奈地区)となっており過大とはなっていない。
	建設・整備コストの低減に努めているか		事業目標の達成可能な最低限の整備水準とするとともに、川根町身成地区及び朝比奈地区では既存の施設の有効利用により、コスト低減を図っている。
	附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	附帯施設は交付対象としていない。
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	備品は交付対象としていない。
	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か		川根本町地区:林業機械を設置する場所は下泉地区にある森林組合おおいがわの保管倉庫であり県道に近く立地及び利便性が高い。 川根町身成地区:幹線道路に面しており、地域の交通網等から適正と考える。 朝比奈地区:参画農家の茶園からほぼ等距離にあり利便性の高い場所であると判断する。
	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか		川根本町地区:林業機械設置(保管)場所の用地は、事業実施者である森林組合おおいがわの所有地である。 川根町身成地区:建物は、静香茶農協同組合の所有であり、用地については借地契約が締結されており、既に確保されている。 朝比奈地区:建物及び用地は事業実施者である青羽根茶業の所有である。
	事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		融資予定機関と十分検討・調整を行っており、融資に問題がないことを確認済み。
	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)		既存の組織により維持管理を行うため、資金については検討済みである。
	収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか		川根本町地区:収支計画を策定しており、収入21,326千円、支出21,326千円であり、今後の更新の費用も適切に含まれている。 川根町身成地区:収支計画を策定し、大井川農業協同組合の指導をうけている。また、販売による収入250,283千円、経費等支出245,358千円と見込んでおり、収支の均衡は取れている。 朝比奈地区:収支計画を策定しており、販売による収入86,105千円、経費等支出85,222千円と見込んでおり収支の均衡は取れている。
	他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	他の事業との合体施行はない。